

オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業 令和3年度鳥取県オリンピック・パラリンピック教育推進事業実施要項

体育保健課

1 目的

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に合わせ、児童生徒のスポーツの意義や価値等に対する理解・関心の向上、国民の幼少期から高齢期まで（学校教育を含む）の生涯を通じた運動・スポーツへの主体的な参画（「知る」、「する」、「見る」、「支える」）の定着・拡大を図る。

また、オリンピック・パラリンピック教育を通して、児童生徒に運動・スポーツへの関心を高めることで、運動実施時間の少ない子どもを運動に親しませるとともに、本県児童生徒の課題でもある運動習慣の改善と体力向上を図る。

さらに、多様な国や地域の文化の理解を通じて、子どもたちが国際理解や多様な人々が共に生きる社会の実現に不可欠な他者への共感や思いやりを理解し、身につけていくための学校の取組を支援する。

2 事業内容

(1) 推進校におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進

推進校へのオリンピック・パラリンピアンへの派遣

県は、オリンピック・パラリンピック教育推進校（※1）を指定し、希望する推進校にオリンピック・パラリンピアンを派遣して講話・実技、交流体験等を行う。（※2）

（※1）推進校は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校から7校を選出する。

（※2）新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により、移動制限等がある場合は、オリンピック・パラリンピアンとの交流をオンラインで行うことも可能である。

(2) 鳥取県セミナーの開催

県は、全国セミナー等で得られた情報を県内の推進校等へ周知するためのセミナーを開催し、指導者養成を図る。

(3) 鳥取県授業づくりワークショップの開催

県は、授業づくりワークショップを開催し、推進校における実践の成果の共有を図る。

・推進校による実践報告 ・他地域の実践紹介 ・参加者によるパラスポーツ体験

3 推進校の決定

(1) 申込方法

①各市町村（学校組合）教育委員会は、提出のあった事業実施計画書（様式1）をとりまとめ、学校業務支援システムにより令和3年6月18日（金）までに体育保健課に提出してください。

②県立学校は、照会文書データベースの返答文書により令和3年6月18日（金）までに提出してください。

(2) 審査

体育保健課は、上記（1）により提出された書類の内容を審査し、推進校を決定する。

4 スケジュール

6月下旬	推進校の決定
8月下旬	鳥取県セミナーの開催
9月～12月	事業実施
2月	鳥取県授業づくりワークショップの開催